

審査項目及び審査基準

項目		配点	係数	基準
大項目	小項目			
申込事業者の状況	1 申込事業者の 事務遂行体制、 信頼性、財務・ 経営状況	5点	×2	<ul style="list-style-type: none"> ・申込事業者が活用計画を遂行するにふさわしい体制を有しているか。 ・申込事業者がこれまで活用計画と同種の事業を実施してきた実績があるなど、信頼性を有しているか。 ・申込事業者の財務、経営状況は十分で、安定しているか。
活用計画の内容	2 活用計画の 実現性・安定性	5点	×2	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制や資金計画、関係法令等に基づいた実現性の高いものであるか。 ・長期収支計画等に基づいた安定性のあるものか。
	3 志摩市外からの 誘客	5点	×4	<ul style="list-style-type: none"> ・志摩市外からの誘客が安定的に、一定数見込めるものであるか。
	4 地域への貢献	5点	×4	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな雇用の創出、市内事業者の活用や、地産地消の推進等、地域の活性化につながる提案か。
	5 周辺環境との調 和	5点	×4	<ul style="list-style-type: none"> ・海への影響等、自然環境に配慮したものとなっているか。 ・騒音、振動、臭気、保有車両による周辺交通への影響、その他、周辺環境に支障を及ぼす恐れがないか。 ・周辺環境に相応しい事業計画となっているか。
価格評価	6 売却価格の 多寡	50点		<ul style="list-style-type: none"> ・次の計算式により得た得点（小数点以下切捨） （買受希望価格）／（最高額の買受希望価格）×配点 ※本市が示す予定価格を下回る場合は、失格とする。
合計		130点		

※ 本市が定める予定価格以上で、かつ、委員会の合議を経て最高の得点（ただし、得点が満点の6割（78点）以上、かつ、小項目1～5の得点が満点の6割（48点）以上）を獲得した者を契約候補事業者とする。

※ 提出書類の内容が不相当と判断した場合又はいずれかの審査項目において委員の過半数が不相当（0点）と判断した場合は、当該申込者を失格とする場合がある。

なお、故意に虚偽のある応募については、審査結果によらず失格とする場合がある。

(評価の基準)

- 5点 非常に優れている、非常に期待できる、非常に貢献度が高い
- 4点 優れている、期待できる、貢献度が高い
- 3点 概ね妥当である、適切である、貢献する
- 2点 不十分な点がある、あまり期待できない、あまり貢献しない
- 1点 評価すべき点はない、ほとんど貢献しない
- 0点 条件に合致していない